

Q 1 5 月途中で要支援から要介護に変更になった利用者の提供票を、地域包括支援センターが作成した場合の居宅サービス事業所での対処方法

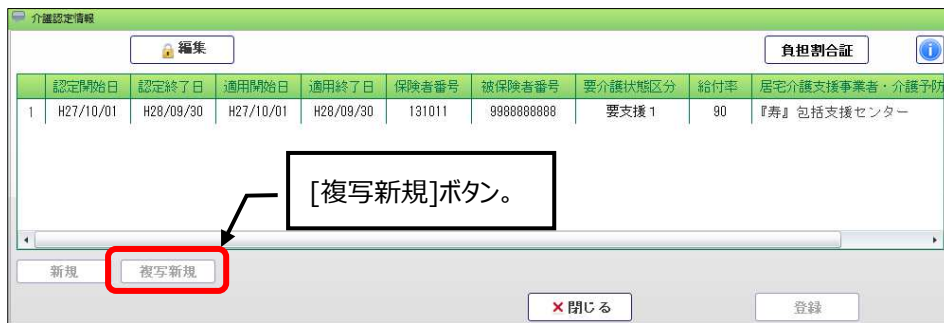
- 月途中で要介護状態区分が、要支援から要介護に変更になった利用者がいます。要介護でのサービス利用が無いため、地域包括支援センターでサービス提供票が作成されています。居宅サービス事業所で、実績を作成するにはどのように対処すればいいですか。

■ Answer

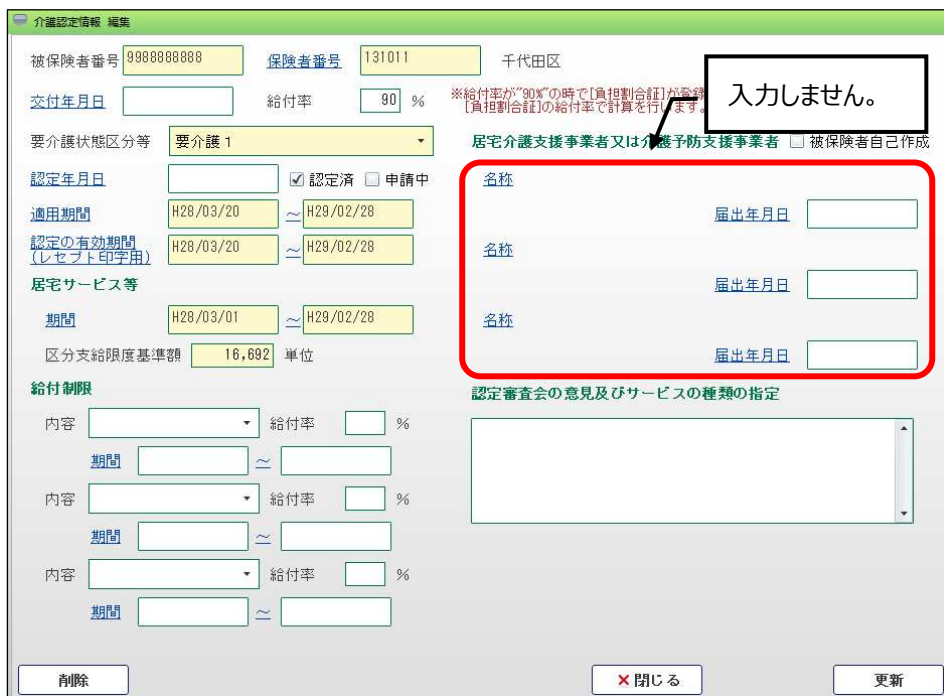
以下の手順で作成してください。

- (1) メニュー【業務受付】→【利用者台帳】画面→【介護認定情報】画面で、[編集]ボタンをクリック後、[複写新規]ボタンをクリックし、要介護となった認定情報を登録します。

既に、要介護となった介護認定情報を登録済みの場合には、[編集]ボタンをクリック後、該当行の  ボタンをクリックし、下記【介護認定情報 編集】画面の要領で内容を確認してください。



[複写新規]ボタン。



入力しません。

～ 次ページへ続く ～

(2) メニュー【サービス実績請求】→【サービス予定実績】画面で、要支援の実績を登録後、[レセプト]ボタン→[編集]ボタンをクリックし、計画作成事業所として地域包括支援センターを登録します。

基本情報

請求年月: H28/04 提供年月: H28/03 確定(集計済み)

保険者番号: 131011 被保険者番号: 998888888 被保険者氏名: トフキ タロウ 生年月日: S10/10/10 性別: 男

居宅サービス計画作成区分: 介護予防支援事業者作成
支援事業所: 465555555 『寿』 包括支援センター

開始年月日: 中止年月日: H28/03/19 中止理由: その他 保険給付率: 公費1: 公費2: 公費3:

要支援 状態区分: 要介護1 認定有効期限: H28/03/20 ~ H29/02/28

集計情報

サービス種類	実日数	計画単価	費分単位数	単位数単価	保険請求額	利用者負担額	公費請求額
85	3	10.00	10.00	10.00	15,642	1,798	

状態区分は、要介護の情報。

居宅サービス計画作成区分で「介護予防支援事業者作成」を選択し、「支援事業所」で地域包括支援センターを選択。

× 削除 × 閉じる 登録

Point !

【サービス予定実績】画面を登録しなおしたり、レセプト一括作成を行うと元の状態に戻ってしまいます。再度、計画作成事業所として地域包括支援センターを登録しなおしてください。